

別紙7（第27条関係）

東京の木多摩産材認証制度審査委員会委員選出基準

東京の木多摩産材認証制度実施要領第27条に定める審査委員会の審査委員は次の組織の役職者とする。

審査委員

種別	所 属	役職名	備考
審査委員	東京都森林組合	専務理事	
	多摩木材センター協同組合	専務理事	
	秋川木材協同組合	副理事長	
事務局	多摩産材認証協議会 事務局 東京都森林協会	事務局長	

多摩産材認証協議会審査会の審査委員は、審査時に上記所属組織の役職名に就任されている者が就任する。。